

2024年8月20日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

禁煙外来保険適用（卒煙者）補助に関する件

標題に関しまして、2024年8月から2025年8月末まで時限措置として、当健保組合において保険適用の禁煙外来補助額を全額補助いたします。

つきましては、下記のとおりお知らせいたしますので、禁煙をお考えの方は是非活用し、この機会に「卒煙」していただきますようお願いいたします。

(詳細は健保HPに掲載しております。)

<https://www.kenpo.gr.jp/isk-kenpo/contents/hoken/kinen.html>

記

- ・対象者 保険適用の禁煙外来治療を受け、治療終了から3か月以上の禁煙(卒煙)が継続している在職中の被保険者
- ・申請方法 ①治療開始後1か月以内に、『禁煙サポートプログラムエントリーシート』を人事労務担当経由にて健保に提出
②治療が終了し、3か月以上の禁煙(卒煙)が継続していた場合、『補助金申請書兼卒煙証明書』を人事労務担当経由にて健保に提出
(上司・家族など2名の証明が必要)
- ・補助額 自己負担額の全額を補助
但し、1回限り
- ・注意事項 禁煙治療に該当する領収証および明細書の添付が必要ですのですべて保管してください。
次の場合は補助の対象外となります。
 - ・最終治療日から6か月以内に申請書の提出がない場合
 - ・治療が完了する前に中止した場合
 - ・当健保の資格を喪失した場合

以上